

3大海国高第1048号
令和3年10月30日

第2学年海洋系乗船生徒保護者様

東京都立大島海洋国際高等学校長
川口元三
(公印省略)

海洋系乗船実習実施に伴う参加同意について

下記の船内規律をご確認の上、同意書を11月9日(火)の登校時にお子様を通じて担任までご提出下さい。(または、郵送・FAX・メールで提出する場合は裏面を参照してください。)

記

1. 船長、指導教官の許可無しに船を去ってはならない。
2. 船長、指導教官の指示、指導には必ず従うこと。
3. 船長、指導教官の許可無しに携帯電話及び必要な物以外を持ち込んではならない。又、船内の物を持ち出してはならない。必要に応じ所持品の検査を行う。
(裏面参照:「携帯電話の船内持込について」)
4. 火気の取り扱い、飲酒、喫煙、賭け事を厳禁する。
5. いかなる理由があっても、立入禁止区域には入ってはならない。
6. いかなる理由があっても、男子が女子の部屋へ・女子が男子の部屋へ入ってはならない。又、男女間の交際も節度を守らなければならない。
7. 原則として、日没から起床まで外甲板へは出でてはならない。
8. 服装は本校所定のものを着用すること。
9. 粗暴な振る舞い、秩序を乱すことをしてはならない。
10. 乗船中の長髪、脱色、染色を禁止する。
11. 常に礼儀正しく行動し、あいさつ・言葉遣いに気をつけること。
12. 時間を厳守すること。
13. 自室外へ出るときは実習着、実習帽を着用すること。
14. 自室、身の回りの整理整頓を行うこと。
15. 消耗品の節約に心掛けること。特に節水・節電には注意すること。
16. 停泊中、金銭の濫費をしないこと。
17. 病気、事故が発生した場合、速やかに船長・指導教官又は乗組員へ届け出ること。

以上の項目に反した場合は、船長の判断により下船等を命ずることがある。この場合は、下船地への保護者の迎えを必要とします。

-----キリトリ-----

同意書

東京都立大島海洋国際高等学校長 殿

上記、大島丸船内規律を確認し、乗船実習へ参加することに同意します。

携帯電話の持込については裏面をご確認の上、どちらかに○を記入してください。

裏面内容を確認し、携帯電話の持ち込みを する しない

令和3年 月 日

生徒氏名「」 保護者氏名「」

緊急時の連絡先： 本人との関係()

携帯電話の船内持込について

携帯電話の船内持込については、下記の事項を遵守し使用することを同意確認の上、許可致します。

1. 携帯電話の持込希望者は乗船時、必ず指導教官に申し出ること。
2. 携帯電話は乗船期間中指導教官が預かり保管する。預ける者は電源を必ず切り、名前を記入の上預けること。
3. 携帯電話の船内使用は禁止とする。
4. 携帯電話の充電場所は指導教官指定の場所以外では禁止すること。
5. 携帯電話の使用は原則上陸時の緊急連絡用等、指導教官が必要であると認めた場合に限ること。
6. 携帯電話使用後は速やかに指導教官へ預けること。

郵送・FAX・メールで提出する場合

FAX 04992-4-1764

郵送先 〒100-0211 大島町差木地字下原 都立大島海洋国際高校
担当 磯貝、網谷

メールアドレス 磯貝 大介 Daisuke_1_Isogai@education.metro.tokyo.jp
網谷 宗彦 Munehiko_Amitani@member.metro.tokyo.jp

※写真で送って頂いても構いません。ただし、写真の場合、記載事項が不鮮明であれば、再送信をお願いする事が有ります。